

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国（日本橋税務署長）
平成20年1月30日棄却・控訴

判 示 事 項

- (1) 租税特別措置法（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下同じ）66条の6（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入）の規定の趣旨
- (2) 特定外国子会社等に生じた欠損金額を、内国法人の所得の計算上、損金の額に算入することの可否
- (3) 原告会社がパナマ共和国に設立した法人（以下、「原告パナマ法人」という。）については、いずれも資本金の払込みがされていないが、原告会社は原告パナマ法人を直接支配することができる地位にある上、パナマ共和国は、パナマ登録会社の国際海運業務に係る所得を免税としているから、原告パナマ法人は、租税特別措置法66条の6第1項が定める「特定外国子会社等」に該当し、また、原告パナマ法人は、本店所在地国であるパナマ共和国において主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しておらず、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているとも認められないから、本件に租税特別措置法66条の6第3項に定める適用除外規定の適用はなく、原告パナマ法人については同条の適用があるというべきであるとされた事例
- (4) 原告パナマ法人は、パナマ船籍の船舶を所有し、自ら又は原告会社から資金を調達した上で自ら船舶の発注者として造船契約を締結していたほか、自ら定期傭船契約を締結し、これらの船舶の傭船に係る収益を上げていたこと等の事実が認められ、これによれば、原告パナマ法人が有する法人格がおよそ形式的なものにすぎないと評価することができないことは明らかであるから、本件においては原告会社に原告パナマ法人の損益等が帰属すると認めるべき事情がなく、本件事業年度においては、原告パナマ法人自身に損益が帰属し、欠損が生じたものというべきであり、したがって、原告会社の所得の金額を算定するに当たり、原告パナマ法人の欠損の金額を損金の額に算入することはできないとされた事例
- (5) 原告パナマ法人は単なる名義人にすぎず、また、原告会社と原告パナマ法人との間にはその損益等を原告会社に帰属させる旨の合意があったから、原告パナマ法人に生じた欠損金は原告会社の損金に算入されるべきであるとの原告会社の主張が、原告パナマ法人は独立した法人格を有するものであるため、単なる原告会社の名義人にすぎないと評価することはできず、原告会社が問題とする原告パナマ法人の欠損も、このような原告パナマ法人の活動に伴い生じたものと認められるのであるから、上記の合意があったとしても、原告パナマ法人に生じた欠損が原告会社に帰属すると評価することはできないとして排斥された事例
- (6) 原告パナマ法人に租税特別措置法66条の6が適用されたとしても、法人税法11条（実質所得者課税の原則）の適用が排除されると解すべき法的根拠はないとの原告会社の主張が、原告パナマ法人が租税特別措置法66条の6第1項の定める「特定外国法人等」に該当し、かつ、同条3項の定める適用除外規定に該当しないのであり、しかも、本件において、原告パナマ法人の法人格がおよそ形式的なものに過ぎないと評価することはできないのであるから、法人税法11条を適用して、原告パナマ法人に生じた欠損の金額を原告会社の損金の額に算入すべきであるということにはならないと

して排斥された事例

- (7) 本件について租税特別措置法 66 条の 6 を適用することは、原告会社は何ら租税回避行為を行っていないにもかかわらず、法人税法 11 条の実質所得者課税の原則を適用した場合よりも重い負担を原告会社に課すものであり、しかも本来所得が生じていない部分に課税をすることを是認する結果となるのであるから、違憲、違法であるとの原告会社の主張が、租税特別措置法 66 条の 6 は、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対し、法人税法 11 条が定める実質所有者課税の原則の適用では課税執行面における安定性に問題があったことから、課税要件を明確にして課税執行の安定を図るとともに、このような事例に対処して税負担の実質的公平を図ることを目的として導入された規定であって、このような経緯及び規制内容に照らせば、原告パナマ法人が同条の定める「特定外国子会社等」に該当する以上、原告会社が原告パナマ法人を利用して租税回避行為を行う意図があったか否かという点や、原告会社がした確定申告が現に租税回避の効果を有していたか否か等について具体的に問うことはなく同条を適用することには、合理的な理由があるというべきであり、また、そもそも、原告会社と原告パナマ法人とは別個独立の法人であり、原告パナマ法人に生じた欠損金を原告会社の損金に算入すべき事情は認めがたいのであるから、当該欠損金が原告会社の損金に算入されることを前提として、更正処分による課税が法人税法 11 条の実質所得者課税の原則により課税した場合と比較して重きに失するとか、違憲、違法であるという主張をすることは失当であり、そして、原告会社が、あえてパナマ法人を子会社として設立して船舶を所有させるという法形式を選択した以上、そのような法的関係に則って課税を行うことは当然のことであって、租税特別措置法 66 条の 6 に従って更正処分をしたことが違憲、違法であるということとはできないとして排斥された事例
- (8) 課税庁が従前は法人税法 11 条に基づく確定申告を許容していたにもかかわらず、更正処分はこれに基づく原告会社の信頼を覆すものであって、信義則に反し、違法であるとの原告会社の主張が、原告パナマ法人に生じた欠損金が原告会社に帰属するものとは認められないから、更正処分は租税特別措置法 66 条の 6 等の法の規定を正当に適用した結果にほかならないというべきであって、それにもかかわらず、更正処分が信義則に反する違法な処分として取り消すべき場合があるとしても、それは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお更正処分に基づく課税を免れさせて原告会社の信頼を保護しなければ正義に反すると評価することができるような特別の事情が存する場合に限られるというべきであり（最高裁昭和 62 年 10 月 30 日判決・裁判集民事 152 号 93 頁参照）、この観点から検討すると、先行事業年度の法人税について課税庁から更正処分等を受けるまでの間、法人税法 11 条に基づき原告パナマ法人に損益等を合算した確定申告について、原告会社が課税庁から修正申告を求められたり、更正処分を受けたりしたことはなかったこと自体は、単に課税庁が原告に対し租税特別措置法 66 条の 6 を適用しなかったということにとどまるのであって、課税庁が原告会社に対し原告パナマ法人の収益について租税特別措置法 66 条の 6 の適用がない旨の公的見解を表明したり、その立場を積極的に是認したりしたことはうかがえず、仮に、原告会社が、自らに租税特別措置法 66 条の 6 の適用がないと考えたとしても、そのような信頼をもって、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお課税を免れさせなければ正義に反するという特別の事情に当たると解することは困難というほかなく、その他、上記事情を認めるに足りる証拠はないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 措置法 66 条の 6 は、内国法人が、タックス・ヘイブンに子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ず

るようになったことから、課税要件を明確化して課税執行面における安定性を確保しつつ、このような事例に対処して税負担の実質的公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国会社を特定外国子会社等と規定し、これが適用対象留保金額を有する場合に、その内国法人の有する株式等に対応するものとして算出された一定の金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである。

- (2) 特定外国子会社等に生じた欠損の金額は、法人税法22条3項により内国法人の損金の額に算入されないことは明らかであるところ、措置法66条の6第2項2号は、特定外国子会社等の留保所得について内国法人の益金の額に算入すべきものとしたこととの均衡を図る必要があること等に配慮して、当該特定外国子会社等に生じた欠損の金額についても、その未処分所得の金額の計算上5年間の繰越控除を認めることとしたものと解され、そうすると、措置法66条の6によれば、内国法人に係る特定外国子会社等に欠損が生じた場合であっても、これを翌事業年度以降の当該特定外国子会社等における未処分所得の金額の算定に当たり5年を限度として繰り越して控除することが認められているにとどまるものというべきであって、当該特定外国子会社等の所得について、同条1項の規定により当該特定外国子会社等に係る内国法人に対し上記の益金算入がされる関係にあることをもって、当該内国法人の所得を計算するに当たり、上記の欠損の金額をその損金の額に算入することができると解することはできないというべきである（最高裁平成19年9月28日判決参照）。

(3)～(8) 省略

判	決
原告	A株式会社
上記代表者代表取締役	甲
上記訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛
同	北村 美穂子
同	高垣 勲
被告	国
上記代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	日本橋税務署長 菴木 一雄
上記訴訟代理人弁護士	今村 隆
上記指定代理人	立野 みすず
同	沼田 渉
同	下屋 和孝
同	米坂 敬三
同	引地 俊二
同	石井 正

- 主 文
- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

日本橋税務署長が原告に対し平成17年6月29日付けでした、原告の平成13年5月1日から平成14年4月30日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の法人税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、いわゆる便宜置籍船保有のためパナマ共和国（以下「パナマ」という。）に法人を設立し、その損益の額をいずれも原告の所得金額の計算上合算して、本件事業年度の法人税に係る確定申告をしたところ、日本橋税務署長が、上記パナマ法人は租税特別措置法（平成14年法律第79号による改正前のもの。以下同じ。以下「措置法」という。）66条の6第1項（いわゆるタックス・ヘイブン対策税制）が定める「特定外国子会社等」に該当するから、同条の定める課税対象留保金額を益金の額に算入されるべきであるなどとして、増額更正処分をするとともに、過少申告加算税賦課決定処分をしたため、原告が、同条を適用した上記更正処分及びこれを前提とする上記賦課決定処分はいずれも違法である旨主張して、上記各処分の取消しを求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠により容易に認められる事実は、末尾に証拠を掲記した。）

- (1) 原告は海運業を営む株式会社であるところ、船舶を日本船籍にした場合におけるコスト面や運行面の問題点を考慮して、法人の設立要件が簡易なパナマに合計8社の現地法人（以下、合わせて「原告パナマ法人」という。）を設立し、原告パナマ法人に船舶を所有させることとした。

原告パナマ法人の各法人名及び各法人名義で登録されている船舶名は、別紙1記載のとおりであり、原告パナマ法人の各法人名の略称は、別表1記載のとおりである。

- (2) パナマにおいては、会社の登録及び所有船舶の船籍登録に関しては税が課されているものの、原告パナマ法人が行う国際運輸業務から生じる所得に対しては、税が課されていないかった。
- (3) 原告パナマ法人は、パナマ国内に主たる事業を行うために必要な事務所、店舗等の固定施設を有していないし、現地職員もいない。そして、原告は、原告パナマ法人（ただし、別表1記載のB社を除く。）が所有する各パナマ船及び原告パナマ法人の預金口座等の資産を管理し、原告パナマ法人が行う事業の管理、支配及び運営を行った上、原告パナマ法人に係る損益の額等について、原告の帳簿（総勘定元帳）に記帳していた。
- (4) 他方、原告パナマ法人は、自ら金銭消費貸借契約を締結するか又は原告を通じて資金を調達し、船舶の造船契約及び購入契約を締結して船舶を取得したほか、自らを船主とし、C株式会社等を傭船者として定期傭船契約を締結していた。（甲4、乙2の1及び2、乙3の1及び2、乙4ないし7）
- (5) 原告は、平成14年6月30日付けで、本件事業年度の法人税について、原告パナマ法人の損益等をいずれも合算して経理することにより原告に帰属させて確定申告をした。
- (6) これに対して、日本橋税務署長は、平成17年6月29日付けで、原告パナマ法人は、措置法66条の6第1項が定める「特定外国子会社等」に該当し、かつ、同条第3項が定める適用除外の規定の適用がないため、同条が適用されることを理由とし

て、同条に基づき算出した原告パナマ法人の課税対象留保金額に相当する金額を、原告の本件事業年度の所得の計算上益金の額に算入するとともに、原告が合算経理をした本件パナマ法人に係る損益の合計金額（益金の額）を所得金額から減算して、所得金額2億2482万1646円、差引所得に関する法人税額6680万6300円、過少申告加算税の額999万5000円とする更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした（以下、それぞれ「本件更正処分」及び「本件賦課決定処分」といい、両者を合わせて「本件更正処分等」という。）。

なお、平成12年5月1日から平成13年4月30日までの事業年度及び本件事業年度における原告パナマ法人の収益の明細は、別表1及び同2各記載のとおりである。

- (7) 原告は、平成17年8月25日付けで、本件更正処分等の取消しを求めて異議申立てをしたところ、日本橋税務署長は、同年11月24日付けで、原告の上記異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。
- (8) 原告は、上記異議決定に対し、平成17年12月16日付けで、国税不服審判所長に対し審査請求をしたところ、同所長は、平成18年12月11日付けで、原告の上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。
- (9) 原告に対しては、松山税務署長が、原告パナマ法人は措置法66条の6の特定外国子会社等に該当し、かつ、同条3項の適用除外の規定の適用がないため、同条の規定が適用されることを理由として、平成15年6月25日付けで、原告の平成11年5月1日から平成12年4月30日までの事業年度及び平成12年5月1日から平成13年4月30日までの事業年度（以下「平成13年4月期」という。）の法人税について、それぞれ更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした。

原告は、これらの更正処分等について、異議申立て及び審査請求を経た上で、松山地方裁判所に取消訴訟を提起したが、同裁判所は、平成18年10月31日、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決をし、さらに、高松高等裁判所は、平成19年11月27日、原告の控訴を棄却する旨の判決をした。（高松高等裁判所の判決について、乙9）

2 いわゆるタックス・ヘイブン対策税制（措置法66条の6）について

(1) 制定経緯

企業活動の国際化に伴い、企業が海外に子会社を設けて事業活動を行った場合、支店を設けた場合と異なり、子会社の所得は、我が国の親会社に配当されない限り我が国の法人税の課税対象とならないことを利用して、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国又は地域（タックス・ヘイブン）に子会社を設立して国際的経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することにより、我が国の税負担の回避又は軽減を図る企業が現れるようになった。そして、我が国においては、従前、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対して、実質所得者課税の原則を定めた法人税法11条を適用して対処してきたが、同条は、所得の実質的な帰属の判断基準が明確でなく、課税執行面における安定性に問題があった。そこで、課税執行面の安定性を確保しつつ、外国法人を利用することによる租税回避行為を防止して税負担の実質的公平を図るべく、昭和53年の税制改正により、タックス・ヘイブン対策税制（措置法66条の6）が導入された。（以上について、甲5、乙8）

(2) 措置法66条の6の内容

そして、措置法66条の6が定めるタックス・ヘイブン対策税制は、タックス・ヘイブンに所在する外国法人で、株式等の保有を通じて我が国の内国法人により支配されているものの留保所得のうち、その内国法人の保有する株式等の持分に応じた一定額を、その内国法人の収益の額とみなしてその内国法人の各事業年度の所得の計算上益金の額に算入するという制度であるところ、その適用要件等は以下のとおりである。

ア 対象となる外国関係会社

タックス・ヘイブン対策税制の対象となる「特定外国子会社等」は、その発行済株式の5パーセント以上を単独又は同族株主グループと共同で直接及び間接に保有する内国法人に係る外国関係会社のうち、内国法人及び居住者によって発行済株式の50パーセント超を直接及び間接に保有されている外国法人であって、①法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社か、②その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の25パーセント以下である国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社のいずれかに該当するものであり（措置法66条の6第1項、第2項1号、租税特別措置法施行令（平成14年政令第271号による改正前のもの。以下同じ。以下「措置令」という。）39条の14第1項）、外国関係会社が②に該当するかどうかの判断は当該外国会社の各事業年度終了時の現況による（措置令39条の20第1項）。

イ 適用除外

上記の特定外国子会社等に当たる外国関係会社であっても、本店所在地国において主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し（実体基準）、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものであって（管理支配基準）、その主たる事業内容に応じ、関連者以外の者との取引がその収入金額の60パーセントを超えているか（非関連者基準。措置法66条の6第3項1号）、又は、その事業を主として所在地国で行っているもの（所在地国基準。同項2号）については、我が国の企業の正常な海外投資活動を阻害する結果を招くことを避けるという趣旨から、株式保有等一定の事業を主たる事業とする場合を除き、タックス・ヘイブン対策税制の適用から除外される。

ウ 課税対象所得の計算

特定外国子会社等の所得は、未処分所得の金額、適用対象留保金額、課税対象留保金額の順に計算され、課税対象留保金額に相当する金額を、措置法66条の6第1項各号所定の内国法人の収益の額とみなして、当該特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から2か月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する（措置法66条の6第1項、2項2号、措置令39条の15、39条の16第1項、2項）。

そして、当該特定外国子会社等について生じた欠損の金額は、上記未処分所得の金額の計算に当たり、5年間の繰越控除という調整が図られている（措置法66条の6第2項2号、措置令39条の15第5項、第6項）。

3 本件の争点及び争点に対する当事者の主張

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙２のとおりであるところ、日本橋税務署長が措置法６６条の６を適用して、原告の所得金額に、同条に基づき算出した原告パナマ法人の課税対象留保金額を加算した部分（別紙２の１（１）イ）及び原告が法人税法１１条に基づき原告パナマ法人の損益等を合算経理して算出した益金を原告の所得金額から減算した部分（同ウ（ア））の２点を除き、当事者間に争いが無い。

本件において争われているのは、日本橋税務署長が、原告パナマ法人が措置法６６条の６第１項の定める「特定外国子会社等」に該当するとして同条を適用したことの適法性であり、これに関する当事者の主張は次のとおりである。

（１）原告の主張

ア 本件において、原告パナマ法人は、原告が外航船の便宜置籍を取得するために設立されたにすぎず、いずれも形式的には法人格を有するものの、原告が全ての事業活動を行ってきた。また、仮に、原告パナマ法人が実体を有する主体であるとしても、原告と原告パナマ法人は、船舶の運航に伴う損益等が原告に帰属する旨合意していたから、原告パナマ法人の損益等は、実質的には原告に帰属していたとみるべきである。

そして、法人税法１１条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとする旨を定めるが、上記の事情に照らせば、原告パナマ法人はまさに上記の「単なる名義人」にすぎないから、そもそも措置法６６条の６は適用されず、原告パナマ法人に生じた欠損金は原告の損金に算入されるべきであるのに、本件更正処分はこれを否定したから、違法である。

イ 本件更正処分は、法人税法１１条に基づき原告パナマ法人の損益等を原告に帰属させた原告の確定申告を認めず、措置法６６条の６を適用して上記合算を否定したが、このように、措置法６６条の６の適用によって法人税法１１条の適用が排除されると解すべき法的根拠はない。なぜなら、①措置法６６条の６は、課税要件上、原告パナマ法人に所得が帰属する場合において、親会社である原告の所得計算に関する規定にすぎないところ、法人税法１１条が定める実質所得者課税の原則は、誰に所得が帰属するかという範囲を画するもので、そもそも両者の適用範囲は異なるし、また、②原告のように自ら原告パナマ法人の損益等を原告に帰属させて確定申告している場合には、外国子会社への所得の留保はないから課税の回避がなく、課税執行面での不安定さという問題もないのであって、措置法６６条の６を適用すべき根拠がないからである。

そして、上記アの事情に照らせば、日本橋税務署長は、法人税法１１条に基づく原告の確定申告を是認すべきであつたにもかかわらず、これをしないで本件更正処分をしたから、違法である。

ウ さらに、仮に、本件事業年度における原告の所得の計算に措置法６６条の６が適用されるとしても、措置法６６条の６は、原告パナマ法人に生じた欠損が原告に帰属することを何ら禁止していないと解されなければならない。なぜなら、タックス・ヘイブン対策税制は、その制定経緯からして、特定外国子会社等に「所得」が

「留保」された場合しか想定しておらず、その未処分所得の金額の計算に関する調整規定（同条２項２号）を置いているのみで、各事業年度において生じた欠損が内国法人の所得計算においてどのように取り扱われるべきかについては、何ら規定がないからである。したがって、原告は、上記アで述べた理由から、原告パナマ法人の欠損を含め、その損益等を原告に合算して申告しうるのは当然であるのに、これを認めなかった本件更正処分は違法である。

エ 本件更正処分は、措置法６６条の６を適用することにより法人税法１１条の適用を排除し、原告に対し、原告パナマ法人の所得のみを合算することを強制する一種の懲罰と評価すべきであり、憲法４１条及び８４条に違反する。なぜなら、①そもそも、タックス・ヘイブン対策税制は、タックス・ヘイブンを利用した租税回避に対処すべく定められたものであるところ、原告は何ら租税回避行為を行っていないから、かかる場合にまで措置法６６条の６を適用すべき合理的な理由はないし、②タックス・ヘイブン対策税制の上記趣旨に照らせば、法人税法１１条が定める実質所得者課税の原則に基づいた場合と同様の課税をすれば足りたはずであるのに、原告パナマ法人の欠損の合算を否定することは、実質所得者課税の原則を適用した場合よりも重い負担を納税者である原告に課すものであり、③本来、法人税の課税物件は、法人の事業活動の成果としてもたらされた所得すなわち利益であるのに（法人税法５条）、原告に措置法６６条の６の適用を認めるとすれば、本来原告の費用であるべき額を費用として認めず、ひいて、本来所得が生じていない部分に課税をすることを是認する結果となるのであって、不合理だからである。

オ 課税庁は、原告を含め、いわゆる便宜置籍船を保有して外航船運航を行う海運会社に対し、平成１５年までの間一貫して、実質所得者課税の原則（法人税法１１条）に基づき、海外の子会社の収益が原告等に帰属する旨の申告を認めていたのであって、措置法６６条の６を理由とする修正申告の指導や、同条を根拠とする更正処分を行ったことはなかった。このように、課税庁は、原告らに対し、法人税法１１条に基づき外国子会社の欠損を原告らに合算させて計上する確定申告を長年にわたり是認してきたにもかかわらず、本件更正処分は、これに基づく信頼を覆し、納税者の予測可能性を奪うものであるから、信義則に反する違法な処分である。

（２） 被告の主張

ア 原告パナマ法人については、いずれも資本金の払込みがされていないが、原告は原告パナマ法人を直接支配することができる地位にあり、原告パナマ法人が本店を置くパナマは、パナマ登録会社の国際海運業務に係る所得を免税としているから、原告パナマ法人は、措置法６６条の６が定める「特定外国子会社等」に該当する。

また、原告パナマ法人の主たる事業は海運業（水運業）であるが、原告パナマ法人は、本店所在地国であるパナマにおいて主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しているとは認められないし、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているとも認められない。したがって、本件に適用除外規定の適用はない。

そして、原告パナマ法人の平成１２年５月１日から平成１３年４月３０日までの期間の収入及び費用の明細を基に、措置法６６条の６第１項及び措置令３９条の１

6に基づき「適用対象留保金額」を算定すると、別表1のとおり3億1606万2283円となるから、原告パナマ法人が措置法66条の6第1項が定める「適用対象留保金額」を有していたことは明らかである。

そうすると、原告の本件事業年度の所得の計算に当たっては、措置法66条の6を適用して、上記適用対象留保金額をその収益の額に計上すべきであるから、本件更正処分は適法である。

イ 原告は、原告パナマ法人が「単なる名義人」（法人税法11条）にすぎず、原告パナマ法人との間で損失等が原告に帰属する旨合意したことを理由として、原告パナマ法人の損失等が原告に帰属する旨主張する。

しかしながら、原告パナマ法人のようにいわゆる便宜置籍船を保有して海運業を営むために設立され、当該国の船籍を取得した外国関係会社については、船籍取得が法人の実質的存在意義であるところ、法人格が有効に存在しなければ船籍を取得、保有することはできないから、船籍を取得し、保有していたという事実から法人の実体を有すると評価することができる。本件においても、原告パナマ法人は、船舶という高額の資産に係る契約行為を自ら行ったり、船員を雇用して船員費の支出をしているのであるから、法人としての実体があることは明らかであり、そうである以上、傭船契約等に基づいて発生する傭船料等の収益や、雇用契約等に基づいて生じる給料等の費用は、当該契約の相手方である原告パナマ法人に帰属するのであるから、原告が主張する上記合意があったとしても、そこから原告パナマ法人の損益が原告に帰属することにはならない。

ウ 原告は、措置法66条の6の適用によって法人税法11条の適用が排除されると解すべき法的根拠はない旨主張する。

しかしながら、措置法66条の6は、課税執行面における安定性を確保しつつ、外国法人を利用することによる租税回避行為を防止して税負担の実質的公平を図るため、形式的かつ客観的に判断することができる「特定外国子会社等」という概念を設定し、外国法人がこの形式的かつ客観的な要件に該当する限り、実質的な所得の帰属主体に関する具体的な検討を経ることなく、その未処分所得の金額から計算される課税対象留保金額を内国法人の益金の額に算入することとした例外的かつ創設的な規定である。このような措置法66条の6の制定経緯等に照らせば、上記のとおり、本件について措置法66条の6が適用される以上、原告が主張する実質所得者課税の原則（法人税法11条）が適用される余地はない。また、措置法66条の6は、特定外国子会社等に生じた欠損について、課税対象留保金額算出の前提となる未処分所得の計算を算出する際に考慮しており、これ以外の方法によって内国法人の所得の計算に算入することを否定する趣旨と解すべきである。したがって、本件については法人税法11条が適用されるべきであり、措置法66条の6が適用されないとする原告の主張は失当である。

エ 原告は、原告に措置法66条の6を適用することが違憲、違法である旨主張する。

しかしながら、タックス・ヘイブン対策税制の趣旨に照らせば、原告が強調する「租税回避のおそれ」の有無という認定の困難な要件を課すことなく、措置法66条の6が定める形式的な要件に該当する限り、タックス・ヘイブン対策税制を適用

することには合理性があるし、違憲、違法であるとはいえない。また、そもそも、原告と原告パナマ法人とは別個独立の法人であり、損益等を合算すべき根拠はないから、本件更正処分による課税を実質所得者課税の原則により課税した場合と比較して軽重を議論することは失当であるし、原告パナマ法人を子会社として設立し、船舶を所有させるという法形式を原告が選択した以上、そのような法的関係に則って課税を行うことは当然であって、本件更正処分は何ら不合理とはいえない。

オ 原告は、本件更正処分が信義則に違反する旨主張する。

しかしながら、仮に、原告が主張するとおり、課税庁が、実質所得者課税の原則を前提として合算経理によりなされた申告に対して修正申告の指導や、更正処分等を行わなかったとしても、それは、原告パナマ法人が措置法66条の6の特定外国子会社等に該当する旨の指摘がなかったということにとどまるのであるから、そのことから直ちに、課税庁が法人税法11条に基づく原告の合算経理を是認したとか、その旨の公的見解を表明したことにはならないというべきである。したがって、本件について信義則が適用される余地はないから、原告の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 本件更正処分の適法性について

- 【判示(1)】 (1) 上記第2の2のとおり、措置法66条の6は、内国法人が、タックス・ヘイブンに子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ずるようになったことから、課税要件を明確化して課税執行面における安定性を確保しつつ、このような事例に対処して税負担の実質的公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国会社を特定外国子会社等と規定し、これが適用対象留保金額を有する場合に、その内国法人の有する株式等に対応するものとして算出された一定の金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである。他方において、特定外国子会社等に生じた欠損の金額は、法人税法22条3項により内国法人の損金の額に算入されないことは明らかであるところ、措置法66条の6第2項2号は、上記のように特定外国子会社等の留保所得について内国法人の益金の額に算入すべきものとしたこととの均衡を図る必要があること等に配慮して、当該特定外国子会社等に生じた欠損の金額についても、その未処分所得の金額の計算上5年間の繰越控除を認めることとしたものと解される。

そうすると、措置法66条の6によれば、内国法人に係る特定外国子会社等に欠損が生じた場合であっても、これを翌事業年度以降の当該特定外国子会社等における未処分所得の金額の算定に当たり5年を限度として繰り越して控除することが認められているにとどまるものというべきであって、当該特定外国子会社等の所得について、同条1項の規定により当該特定外国子会社等に係る内国法人に対し上記の益金算入がされる関係にあることをもって、当該内国法人の所得を計算するに当たり、上記の欠損の金額をその損金の額に算入することができると解することはできないというべきである（最高裁平成19年9月28日判決（乙8）参照）。

- 【判示(3)】 (2) これを本件についてみると、原告パナマ法人については、いずれも資本金の払込みがされていないが、原告は原告パナマ法人を直接支配することができる地位にある

上、原告パナマ法人が本店を置くパナマは、パナマ登録会社の国際海運業務に係る所得を免税としているから（いずれも当事者間に争いがない。）、原告パナマ法人は、措置法66条の6第1項が定める「特定外国子会社等」に該当する。また、原告パナマ法人の主たる事業は海運業（水運業）であるが、原告パナマ法人は、本店所在地国であるパナマにおいて主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有しておらず（上記第2の1(3)）、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているとも認められないから、本件に適用除外規定（上記第2の2(2)イ）の適用はなく、原告パナマ法人については措置法66条の6の適用があるというべきである。

【判示(4)】

そして、上記のとおり、原告パナマ法人は、パナマ船籍の船舶を所有し、自ら又は原告から資金を調達した上で自ら船舶の発注者として造船契約を締結していたほか、自ら定期傭船契約を締結し、これらの船舶の傭船に係る収益を上げていたこと等の事実が認められ（上記第2の1(4)）、これによれば、原告パナマ法人が有する法人格がおよそ形式的なものにすぎないと評価することができないことは明らかであるから、本件においては原告に原告パナマ法人の損益等が帰属すると認めるべき事情がなく、本件事業年度においては、原告パナマ法人自身に損益が帰属し、欠損が生じたものというべきである。したがって、原告の所得の金額を算定するに当たり、原告パナマ法人の欠損の金額を損金の額に算入することはできない。

- (3) 以上を前提に、原告パナマ法人に対し措置法66条の6を適用し、その平成12年5月1日から平成13年4月30日までの期間の収入及び費用の明細を基に、措置法66条の6第1項及び措置令39条の16に基づき適用対象留保金額を算定すると、3億1606万2283円となるから、原告パナマ法人が措置法66条の6第1項が定める適用対象留保金額を有していたことは明らかであり、原告の本件事業年度の所得の計算に当たっては、措置法66条の6を適用して、上記適用対象留保金額をその収益の額に計上すべきである。他方、原告パナマ法人に生じた欠損の金額は、あくまで原告パナマ法人に生じたものであり、原告に合算経理されるべきものとは認められないから、本件更正処分は適法というべきである。

2 原告の主張に対する判断

- (1) 原告は、原告パナマ法人は単なる名義人にすぎず、また、原告と原告パナマ法人との間にはその損益等を原告に帰属させる旨の合意があったから、原告パナマ法人に生じた欠損は原告の損金に算入されるべきである旨主張する。

【判示(5)】

しかしながら、たしかに、証拠（甲4）及び弁論の全趣旨によれば、原告と原告パナマ法人との間で作成された覚書には、原告パナマ法人を登録名義人とする船舶の所有権及び当該各船舶に係る損益が原告に帰属する旨の記載があることが認められるものの、原告パナマ法人が独立した法人格を有するものであって、単なる原告の名義人にすぎないと評価することはできないことは上記第3の1(2)で説示したとおりであり、原告が問題とする原告パナマ法人の欠損も、このような原告パナマ法人の活動に伴い生じたものと認められるのであるから、上記の合意があったとしても、原告パナマ法人に生じた欠損が原告に帰属すると評価することはできないことは明らかであって、原告の上記主張は理由がない。

- (2) 原告は、原告パナマ法人に措置法 6 6 条の 6 が適用されたとしても、法人税法 1 1 条の適用が排除されると解すべき法的根拠はない旨主張する。

【判示(6)】

しかしながら、原告パナマ法人が措置法 6 6 条の 6 第 1 項の定める「特定外国法人等」に該当し、かつ、同条第 3 項の定める適用除外規定に該当しないのであり、しかも、上記第 3 の 1 (2) 記載のとおり、本件において、原告パナマ法人の法人格がおおよそ形式的なものにすぎないと評価することはできないのであるから、法人税法 1 1 条を適用して、原告パナマ法人に生じた欠損の金額を原告の損金の額に算入すべきであるということにはならないのであって、原告の上記主張は理由がない。

- (3) 原告は、本件について措置法 6 6 条の 6 を適用することは、原告が何ら租税回避行為を行っていないにもかかわらず、法人税法 1 1 条の実質所得者課税の原則を適用した場合よりも重い負担を納税者である原告に課すものであり、しかも本来所得が生じていない部分に課税をすることを是認する結果となるのであるから、違憲、違法である旨主張する。

【判示(7)】

しかしながら、措置法 6 6 条の 6 は、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行為に対し、法人税法 1 1 条が定める実質所有者課税の原則の適用では課税執行面における安定性に問題があったことから、課税要件を明確にして課税執行の安定を図るとともに、このような事例に対処して税負担の実質的公平を図ることを目的として導入された規定であって、このような経緯及び規制内容に照らせば、原告パナマ法人が同条の定める「特定外国子会社等」に該当する以上、原告が原告パナマ法人を利用して租税回避行為を行う意図があったか否かという点や、原告がした確定申告が現に租税回避の効果を有していたか否か等について具体的に問うことなく同条を適用することには、合理的な理由があるというべきである。

また、そもそも、本件においては、前記のとおり、原告と原告パナマ法人とは別個独立の法人であり、原告パナマ法人に生じた欠損金を原告の損金に算入すべき事情は認めがたいのであるから、これが原告の損金に算入されることを前提として、本件更正処分による課税が、法人税法 1 1 条の実質所得者課税の原則により課税した場合と比較して重きに失するとか、違憲、違法であるという主張をすることは失当である。そして、原告が、あえてパナマ法人を子会社として設立して船舶を所有させるという法形式を選択した以上、そのような法的関係に則って課税を行うことは当然のことであって、措置法 6 6 条の 6 に従って本件更正処分をしたことが違憲、違法であるということはできないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

- (4) 原告は、課税庁が従前は法人税法 1 1 条に基づく確定申告を許容していたにもかかわらず、本件更正処分はこれに基づく原告の信頼を覆すものであって、信義則に反し、違法である旨主張する。

【判示(8)】

しかしながら、原告パナマ法人に生じた欠損金が原告に帰属するものとは認められないことは上記説示のとおりであるから、本件更正処分は措置法 6 6 条の 6 等の法の規定を正当に適用した結果にほかならないというべきであって、それにもかかわらず、本件更正処分が信義則に反する違法な処分として取り消すべき場合があるとしても、それは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもな

お本件更正処分に基づく課税を免れさせて原告の信頼を保護しなければ正義に反すると評価することができるような特別の事情が存する場合に限られるというべきである（最高裁昭和62年10月30日判決・裁判集民事152号93頁参照）。

この観点から検討すると、たしかに、原告については、本件先行事業年度の法人税について松山税務署長から更正処分等を受ける（上記第2の1(9)）までの間は、法人税法11条に基づき原告パナマ法人の損益等を合算した確定申告について、課税庁から修正申告を求められたり、更正処分を受けたりしたことはなかったことがうかがわれるが、そのこと自体は、単に、課税庁が、原告に対し措置法66条の6を適用しなかったということにとどまるのであって、課税庁が原告に対し原告パナマ法人の収益について措置法66条の6の適用がない旨の公的見解を表明したり、その立場を積極的に是認したりしたことはうかがえないのであって、仮に原告が、自らに措置法66条の6の適用がないと考えたとしても、そのような信頼をもって、納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお課税を免れさせなければ正義に反するという特別の事情に当たると解することは困難というほかなく、その他、上記事情を認めるに足る証拠はない。

そうすると、本件更正処分が信義則に反する違法な処分であるということとはできないから、原告の上記主張は理由がない。

3 小括

以上によれば、措置法66条の6を適用した上、原告パナマ法人に生じた損益等の合算経理を否定した日本橋税務署長の判断に違法はなく、本件更正処分は適法である。

そして、本件全証拠を総合しても、本件更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされなかったことについて、原告に国税通則法65条4項にいう正当な理由があることは認められないから、本件賦課決定処分も適法である。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 中山 雅之

裁判官 進藤 壮一郎

(別紙 1)

No.	パナマ法人名	登録船舶名
1	D	K
2	E	L
3	F	M
4	G	N
5	H	O
6	I	P
7	J	Q
8	B	

(別紙2)

本件更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 本件更正処分の根拠

(1) 所得金額 2億2482万1646円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を控除した金額である。

ア 申告所得金額 △3813万1845円

上記金額は、原告が平成17年7月1日に松山税務署長に提出した本件事業年度の法人税の確定申告書に記載した所得金額である。

イ 特定外国子会社等の課税対象留保金額の加算漏れ額 3億1606万2283円

上記金額は、措置法66条の6第1項が規定する特定外国子会社等である原告パナマ法人の平成13年4月期における課税対象留保金額に相当する金額であり、同項の規定により、原告の本件事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額 5310万8792円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額を合計した金額である。

(ア) 益金の過大計上額 3335万8092円

上記金額は、原告の所得金額に含められないにもかかわらず、所得金額に含められていた原告パナマ法人の平成13年5月1日から平成14年4月30日までに生じた損益の総合計たる利益であり、益金の過大計上額である。

(イ) 事業税の損金算入額 1975万0700円

上記金額は、平成13年4月期の更正処分に伴い、新たに生じた未納事業税相当額の損金算入額である。

エ 翌期へ繰り越す欠損金について

原告は、本件事業年度の法人税に係る確定申告書において、「翌期へ繰り越す欠損金」を9362万0420円と記載しているところ、松山税務署長がした更正処分(第2の1(9))に伴い、翌期へ繰り越す欠損金が9362万0420円減少していることから、本件事業年度における「翌期へ繰り越す欠損金」は0円である。

(2) 所得金額に対する法人税額 6680万6300円

上記金額は、上記(1)の所得金額(国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)に、法人税法66条(平成18年法律第10号による改正前のもので、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項(平成14年法律第79号による改正前のもの)によって読み替えられた後のもの。以下同じ)に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得金額 60万9054円

上記金額は、法人税法68条(平成15年法律第8号による改正前のもの)に規定する法人税額から控除される所得金額で、原告が本件事業年度の法人税に係る確定申告書に記載した金額と同額である。

(4) 納付すべき法人税額 6619万7200円

上記金額は、前記(2)の金額から前記(3)の金額を差し引いた金額(国税通則法119条1項の規

定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ)である。

- (5) 還付所得税額 60万9054円

上記金額は、原告が本件事業年度の法人税に係る確定申告書に記載した還付所得税額である。

- (6) 差引納付すべき法人税額 6680万6200円

上記金額は、上記(4)及び同(5)の金額を合計した金額で、本件更正処分により原告が新たに納付することとなった法人税額である。

2 本件更正処分の適法性

上記1のとおり、被告が本訴において主張する原告の本件事業年度の所得金額、納付すべき法人税額及び差引納付すべき法人税額は、それぞれ2億2482万1646円、6619万7200円及び6680万6200円であり、いずれも本件更正処分と同額であるから、本件更正処分は適法である。

3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

- (1) 上記2のとおり、本件更正処分は適法であるところ、本件更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法65条4項にいう正当な理由があるとは認められない。

したがって、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、次のとおり計算して行った本件賦課決定処分は適法である。

- (2) 過少申告加算税 999万5000円

上記金額は、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6680万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)を基礎として、これに同法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額668万円と、同条2項の規定に基づき上記6680万円のうち50万円を超える部分に相当する税額6630万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額331万5000円との合計額である。

上記の合計額は、本件事業年度の本件賦課決定処分と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

以上

別表1 D社等の平成12年5月1日から平成13年4月30日までの期間の収入及び費用の明細並びに平成14年4月期の課税対象留保金額

(単位：円)

勘定科目			D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	B社	合計
収入	運賃収入①		174,200,350	403,480,000	167,991,107	0	489,142,500	481,965,000	464,145,000		2,180,923,957
	円換算益②		99	0	0	0	26,251	267,150	102,820		396,320
	計(①+②)③		174,200,449	403,480,000	167,991,107	0	489,168,751	482,232,150	464,247,820		2,181,320,277
費用	福利厚生費④		0	0	15,819	0	0	0	8,085		23,904
	旅費交通費⑤		23,097	0	290,136	0	0	11,240	218,360		542,833
	交際接待費⑥		0	0	65,415	0	0	0	0		65,415
	通信費⑦		1,012,721	1,827,708	1,573,096	0	1,560,554	2,188,312	1,808,010		9,970,401
	減価償却費⑧		105,367,914	429,232,888	65,007,229	0	386,519,527	24,029,301	207,776,875		1,217,933,734
	保険料⑨		12,378,605	22,288,422	12,719,238	0	24,064,999	22,550,803	22,497,401		116,499,468
	修繕費⑩		2,709,300	2,036,971	16,139,254	0	2,518,878	2,277,419	22,362,757		48,044,579
	燃料費⑪		0	0	43,058	0	0	0	0		43,058
	租税公課⑫		395,358	569,569	487,088	0	599,440	569,569	586,126		3,207,150
	運搬料⑬		67,090	74,219	302,859	0	505,171	209,481	61,454		1,220,274
	支払手数料⑭		64,000	744,405	79,000	0	105,586	187,919	283,396		1,464,306
	船舶管理委託費⑮		2,400,000	9,800,00	600,000	0	9,600,00	9,600,000	9,600,000		41,600,000
	運搬雑費⑯		1,664,458	4,279,705	5,007,050	0	2,863,485	3,680,148	7,371,671		24,866,517
	船員管理費⑰		44,128,039	66,961,750	47,682,454	0	79,526,845	73,956,040	72,571,309		384,826,437
	船具消耗品費⑱		6,466,477	9,216,035	13,555,284	0	16,904,396	20,082,097	39,246,918		105,471,207
	船具消耗品費(潤滑油)⑲		3,390,100	7,525,976	4,015,000	0	7,872,153	6,232,209	7,840,989		36,876,427
	雑費⑳		0	0	9,995	0	0	0	0		9,995
	支払利息㉑		18,464,939	72,703,913	10,966,425	0	41,088,625	31,104,394	41,505,404		215,833,700
	小計(④～㉑の計)㉒		198,532,098	627,261,561	178,558,400	0	573,729,659	196,678,932	433,738,755		2,208,499,405
差引金額(③-㉒)㉓			△24,331,649	△223,781,561	△10,567,293	0	△84,560,908	285,553,218	30,509,065		△27,179,128
留保金額	交際費等の損金不算入額㉔		0	0	13,083	0	0	0	0		—
	減価償却費の損金算入額㉕		13,350,468	0	0	0	0	0	0		—
	未処分所得の金額(㉓-㉔-㉕)㉖		△37,682,117	△223,781,561	△10,554,210	0	△84,560,908	285,553,218	30,509,065		—
	適用対象留保金額㉗		0	0	0	0	0	285,553,218	30,509,065		—
	課税対象留保金額㉘		0	0	0	0	0	285,553,218	30,509,065		316,062,283

(注) 1 表中の△印は、マイナス符号である。

2 B社は平成13年11月に設立された法人であるため、収益及び費用は発生していない。また、課税対象留保金額の対象とならない。

別表２ D社等の平成１３年５月１日から平成１４年４月３０日までの期間の収入及び費用の明細

(単位：円)

勘定科目			D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	B社	合計
収入	運賃収入	①	181,345,887	447,960,000	183,372,000	0	543,417,071	545,200,202	532,916,854	0	2,434,212,014
	円換算益	②	594	16,214	134	76	6,954,991	10,811,326	0	0	17,783,335
	計（①＋②）	③	181,346,481	447,976,214	183,372,134	76	550,372,062	556,011,528	532,916,854	0	2,451,995,349
費用	旅費交通費	④	0	6,490	0	0	0	1,242,262	0	0	1,248,752
	通信費	⑤	0	431,038	0	0	598,007	385,546	461,657	0	1,876,248
	減価償却費	⑥	88,298,312	279,567,863	55,037,173	16,308,333	323,903,364	316,868,204	174,117,021	0	1,254,100,270
	保険料	⑦	13,248,066	30,608,536	13,536,154	2,561,400	26,894,575	25,092,279	24,631,110	0	136,572,120
	修繕費	⑧	2,073,000	647,258	949,000	0	19,223,392	37,418,774	1,269,820	0	61,581,244
	燃料費	⑨	0	0	0	0	599,683	2,156,043	254,804	0	3,010,530
	租税公課	⑩	421,465	621,348	419,547	0	641,918	624,056	621,747	0	3,350,081
	運搬費	⑪	0	134,936	0	0	292,325	183,221	324,536	0	935,018
	支払手数料	⑫	32,000	24,129,728	32,000	0	26,676,737	20,491,422	16,166,978	1,550	87,530,415
	船舶管理委託費	⑬	2,400,000	10,600,000	2,100,000	0	10,600,000	10,600,000	10,600,000	0	46,900,000
	運搬雑費	⑭	0	2,239,081	0	14,250,000	3,697,530	2,986,751	1,841,916	540,000	25,555,278
	船員管理費	⑮	47,267,926	80,556,518	47,878,771	5,083,098	80,777,941	80,746,448	79,922,963	0	422,233,665
	船具消耗品費	⑯	11,838,399	23,343,758	5,343,610	2,199,920	36,311,632	37,472,254	27,263,164	0	143,772,737
	業務管理費	⑰	5,802,238	0	3,088,011	0	0	0	0	0	8,890,249
	雑費	⑱	0	0	0	12,750,000	0	0	0	0	12,750,000
	支払利息	⑲	16,112,306	66,319,686	8,626,446	0	35,178,230	24,308,008	36,646,857	0	187,191,533
	円換算差損	⑳	2,327,015	4,708,638	2,327,015	1,430,355	6,394,433	104,023	3,847,638	0	21,139,117
	小計（④～㉑の計）	㉑	189,820,727	523,914,878	139,337,727	54,583,106	571,789,767	560,679,291	377,970,211	541,550	2,418,637,257
	差引金額（③－㉑）	㉒	△8,474,246	△75,938,664	44,034,407	△54,583,030	△21,417,705	△4,667,763	154,946,643	△541,550	33,358,092

(注) 表中の△印は、マイナス符号である。